「こども性暴力防止法」の施行に伴う留意事項

「こども性暴力防止法（正式名称：学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が令和８年 12 月 25 日に施行されることにより、学校、保育所及び学習塾等のこどもに対して教育・保育等を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。

これに伴い、本学医学部の２年次のカリキュラムにある地域実習において、実習先施設（保育園及び障害者福祉施設等）から、実習を履修する学生についても犯罪事実確認が行われる可能性があります。

犯罪事実確認が必要と判断された場合、学生本人がこども家庭庁に戸籍情報等を提出することとなります。

制度の詳細については、以下のこども家庭庁ホームページをご覧ください。

【こども性暴力防止法：制度の概要等】

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou